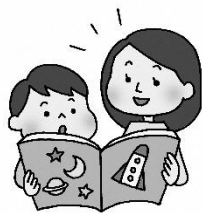


第 4 期西東京市地域福祉計画
骨子案

目次

第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の背景	2
2. 地域福祉とは	6
3. 計画の位置付け	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定方法	9
第2章 西東京市の状況	12
1. 統計で見る状況	12
2. アンケート調査結果	14
3. 地区懇談会結果	16
4. 団体・事業者調査結果	18
5. 西東京市の現状から見える課題	20
第3章 計画の目指すもの	21
1. 西東京市版地域共生社会とは	21
2. 基本理念	22
3. 基本方針	22
4. 計画の体系	22
第4章 重点的な取り組み	24
第5章 施策の展開	24
1. 一人ひとりが活躍する地域づくり	24
2. みんながつながりあう地域づくり	24
3. 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり	24
4. サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	24
5. 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	24
6. 誰もが快適に暮らせる環境づくり	24
第6章 計画を推進するために	24
1. 推進体制の整備と役割分担	24
2. 計画の進行管理	24
資料編	24

計画見取り図



どんな計画？

「暮らしやすい地域づくり」を進めるための計画です！
期間は、平成31年度から平成35（2023）年度までの5か年です。

西東京市ってどんなところ？



地域でふれあい 支え合う
心のかようまち 西東京（仮）



を目指します！

市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などがそれぞれ役割を持って、
地域福祉の取り組みを進めます。

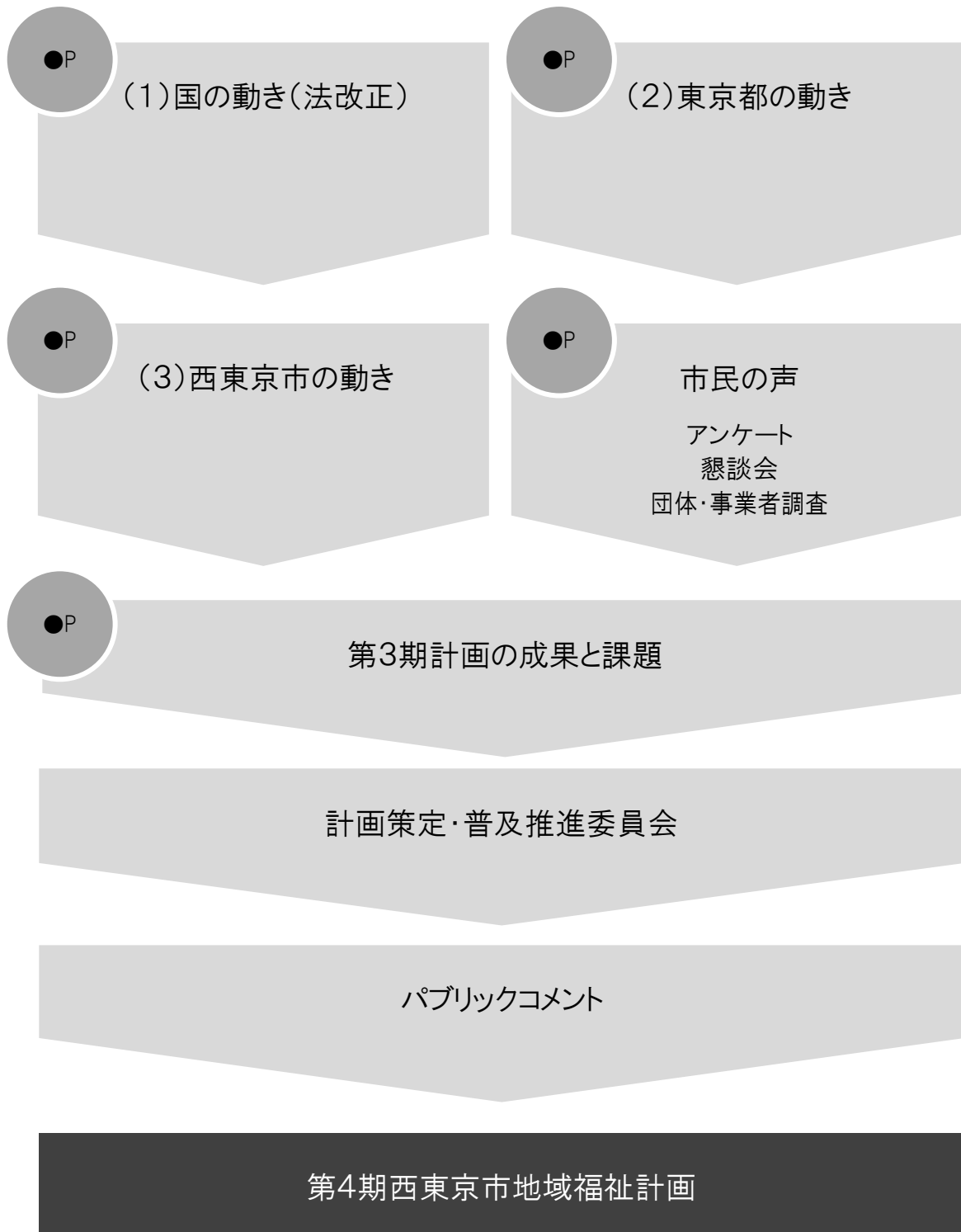


- 重点的な取り組み
- 施策の展開
- 計画を推進するために

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

■ 計画策定の背景イメージ図



(1) 国の動き

国では、平成 12 年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられて以降、災害時要援護者支援、孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などが、通知という形で計画に盛り込むよう示されてきました。

平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の子ども・高齢者・障害者といった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取り組みを育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成 29 年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

■ 国の流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など）

これらの状況を踏まえ・・・

- 国は、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要性を掲げています。
- 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取り組みの支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

■第3期計画期間中の国の主な動き

平成	法律・通知関係	報告書・会議関係
27年	・「生活困窮者自立支援法」施行	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書
28年	・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
29年	・「社会福祉法」一部改正 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示	・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）報告書最終とりまとめ
30年	・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」	

（2）東京都の動き

東京都では、平成18年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成30年度からの「東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

■東京都地域福祉支援計画の概要

目的	東京における「地域共生社会」の実現
理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

(3) 西東京市の動き

西東京市では、平成 12 年の社会福祉法改正を受け、平成 16 年 3 月に第 1 期となる「西東京市地域福祉計画」を策定し、平成 21 年 3 月には「第 2 期西東京市地域福祉計画」、平成 26 年 3 月には「第 3 期西東京市地域福祉計画」と改訂し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて取り組んできました。

この間、平成 22 年度から「ほっとするまちネットワークシステム（以下、「ほっとネット」という。）」が始動し、地域福祉コーディネーターの配置、ほっとネット推進員の養成などを通じ、市民と共に地域の課題を解決していく西東京市独自のしくみが整いつつあります。

一方市内ではこれまで、高齢者の見守り支援である「ささえあいネットワーク」や、各地域で懇談会を行う「ふれあいのまちづくり」、コミュニティ再生に関する「地域協力ネットワーク」など、多数のネットワークが存在しており、整理が必要な状況となっています。

また、西東京市では平成 28 年度より「健康」応援都市の実現を目指すことを基軸におき、様々な施策を展開してきました。地域福祉分野においては、西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向け、共生社会シンポジウムの開催をはじめとし、困難を抱える人を含めた地域づくりの下地について話し合われてきました。

しかし、少子高齢化や世帯の少人数化が進む中、一層近所付き合いや地域のつながりが希薄化し、地域の中で孤立している人や支援が必要だが支援に結びついていない人などの問題が顕在化しています。

以上のことから、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな状況への対応を行っていくために、第 3 期計画を踏まえ、新たに「第 4 期西東京市地域福祉計画」を策定することとなりました。

■地域に関する主なネットワーク

対象者ベース	課題ベース	地域ベース
ささえあいネットワーク 高齢者の見守りの中で異変に気付いたら関係機関へつなぐ	ほっとネット 地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターを核として、様々な人や機関をつなげ、一緒に解決に向けて取り組む	ふれあいのまちづくり 小学校通学区域を中心に住民懇談会等、地域に即した活動を行う 地域協力ネットワーク 地域活動団体や市民が連携・協力し、地域課題の解決に取り組む

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、支援する人も支援される人も、地域で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や福祉関係機関・団体、サービス提供事業者、市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものになります。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、市民の支え合いでしか解決できない問題に取り組む「互助」「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。

自助

自分でできることは、
自分や家族で行う

あいさつなど



互助

地域の困りごと
を発見し、市民
同士の支え合い
で解決する

見守り、各種ボラ
ンティア活動など



共助

制度化された相
互扶助で助け
合う

介護保険など



公助

自助・共助では対応
できない公的支援は
行政がしっかり行う

各種サービス
の提供など

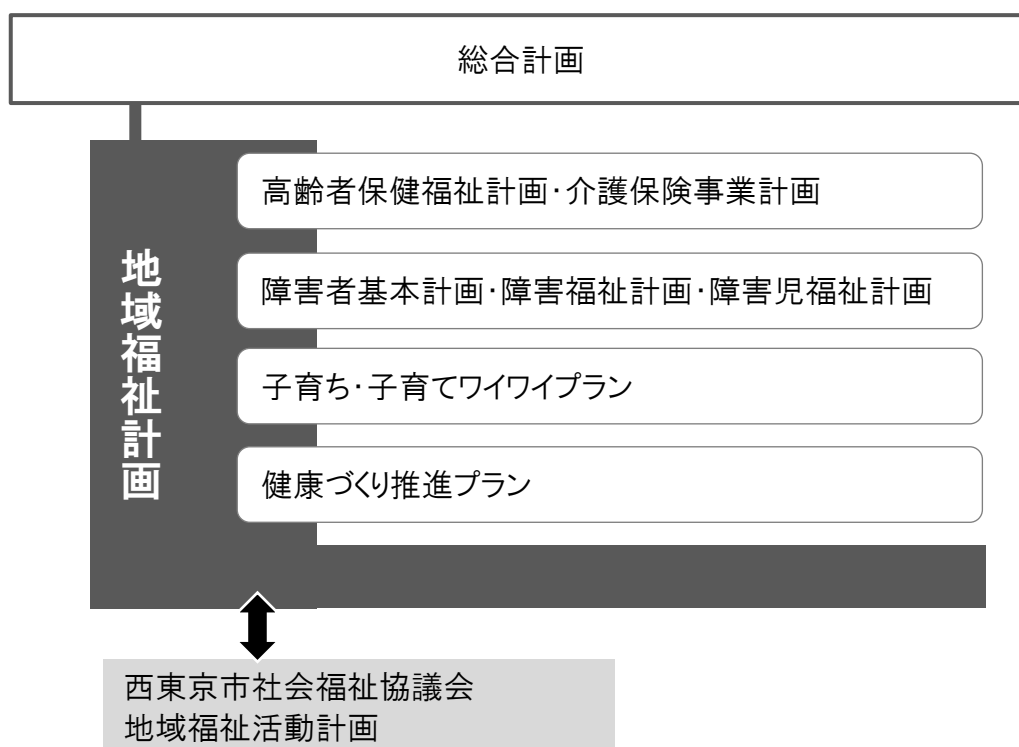


3. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）、健康づくり推進プラン）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民と共に策定した「地域福祉活動計画」と、西東京市が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



■ 地域福祉計画関連条文 社会福祉法一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4. 計画の期間

本計画は、平成 31 年度から平成 35 (2023) 年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
総合計画	第2次基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画	第3期					第4期				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第三次					第四次				
健康づくり推進プラン	第2次 (H25～H34)									
子育て・子育てワイワイプラン	第2期 (H27～H36)									
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期			第7期			第8期			
障害者基本計画	基本計画									
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			
障害児福祉計画					第1期			第2期		

5. 計画の策定方法

本計画は、以下のような過程を経て策定してきました。

(1) アンケート調査

- ① 一般市民：1,270 件
回収
- ② 民生委員・児童委員：
137 件回収

(2) 地区懇談会

延べ 328 人参加

(3) 団体・事業者調査

- ① 団体：12 団体回答、7
団体ヒアリング
- ② 事業者：15 事業者回
答、8 事業者ヒアリング

(4) 庁内評価

第3期の事業について各
課で評価を実施

(5) 計画策定・普及推進委員会

平成 29 年度：全3回実施
平成 30 年度：全●回実施

(6) パブリックコメント・市民説明会

市民説明会：●人参加

(1) アンケート調査

本調査は、計画の改定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の 18 歳以上市民より 無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布、郵送回収	民生委員・児童委員会議にて 配布、郵送回収
調査期間	平成 29 年 11 月 6 日～11 月 27 日	
配布	2,500 件	140 件
回収	1,270 件	137 件
回収率	50.8%	97.9%

(2) 地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線での、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていたため実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	1/16	22
		第2回	1/23	中止(天候不順)
		第3回	1/30	23
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	1/17	24
		第2回	1/24	20
		第3回	1/31	18
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	1/18	26
		第2回	1/25	20
		第3回	2/1	18
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	1/19	27
		第2回	1/26	25
		第3回	2/2	25
全地区合同		第4回	2/16	80

(3) 団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に関する団体や事業者の状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①団体	②事業者
対象	市内活動団体	市内活動事業者
配布回収	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成30年5月7日～5月25日	
配布	20件	30件
回収	12件	15件
回収率	60%	50%
ヒアリング期間	平成30年6月15日～6月22日	
ヒアリング	7団体	8事業者

(4) 庁内評価

毎年度全事業に対する進捗状況を該当する課に照会し、確認しました。

(5) 計画策定・普及推進委員会

※現在進行中

(6) パブリックコメント・市民説明会

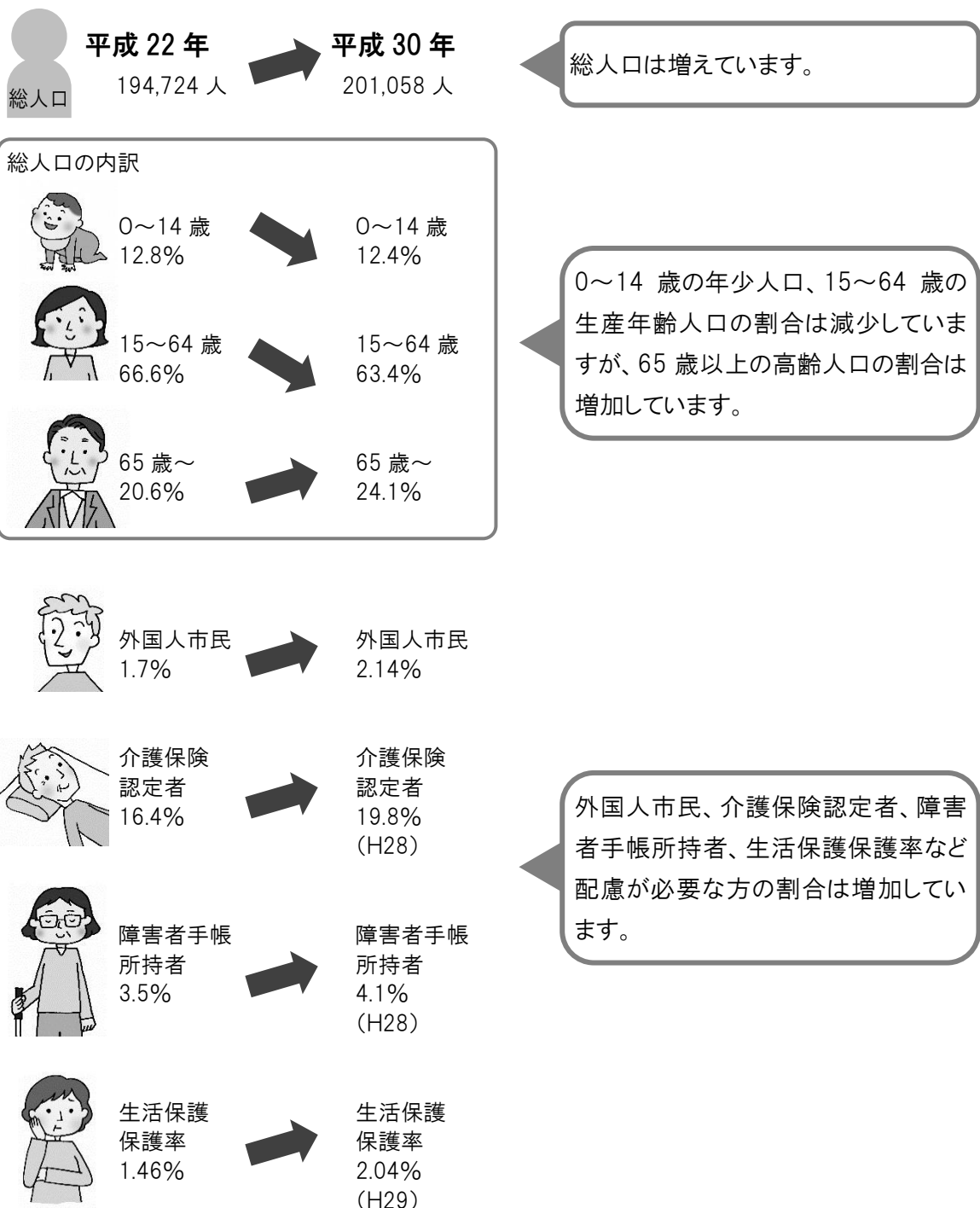
※今後実施予定

第 2 章 西東京市の状況

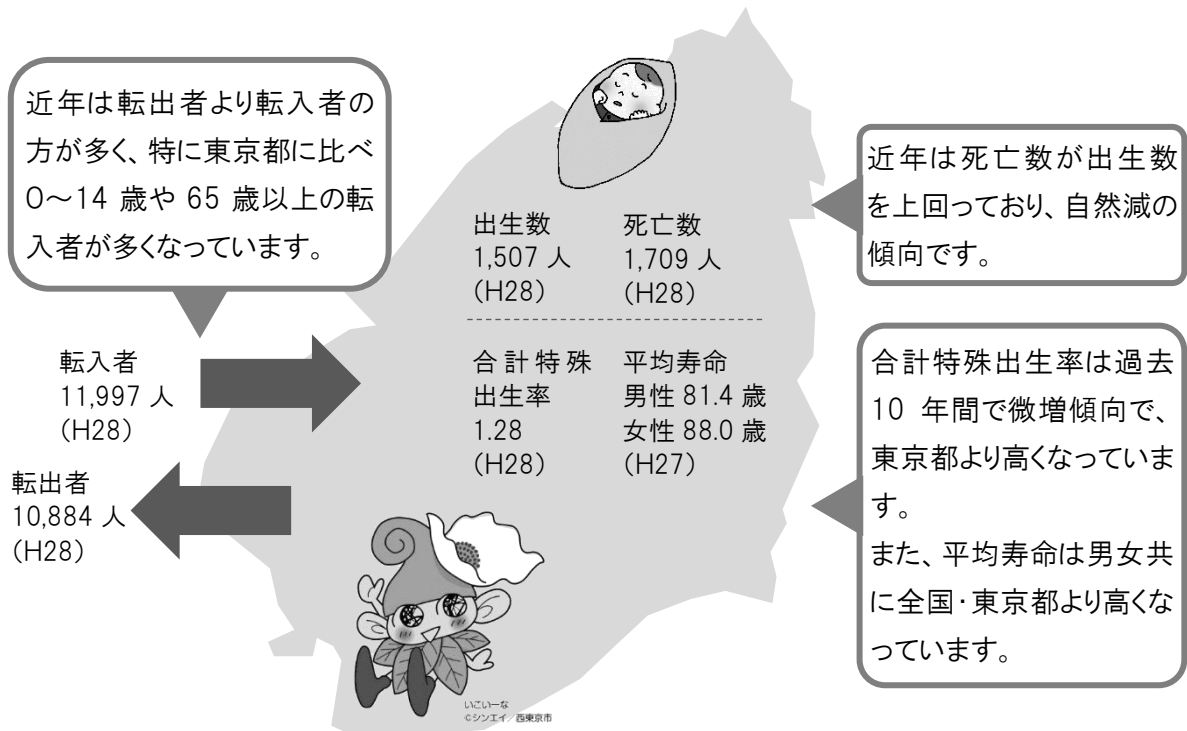
※ 1. ～ 4. の詳細データは資料編掲載予定

1. 統計で見る状況

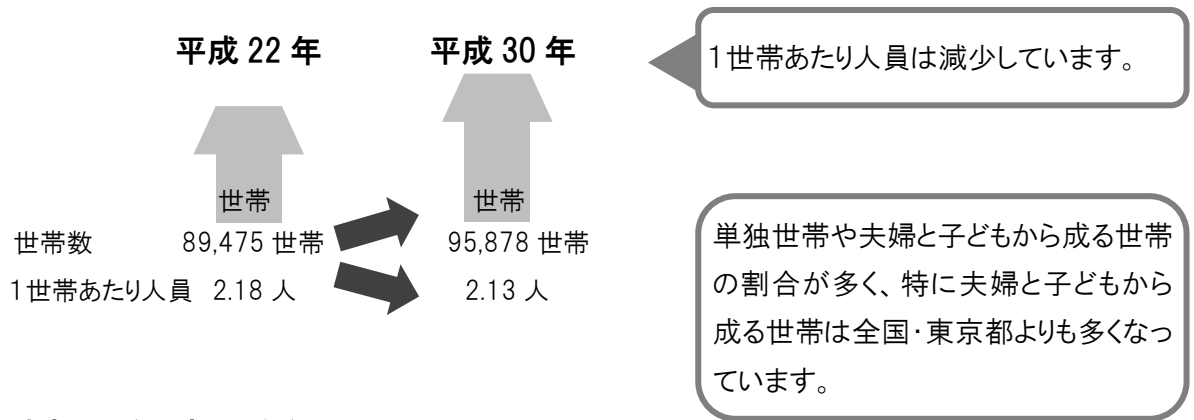
(1) 人口の変化



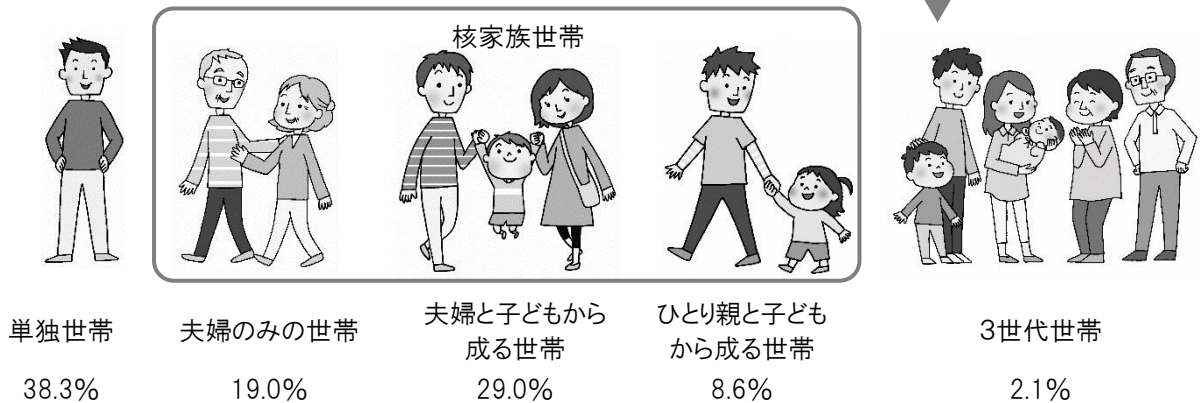
(2) 人口の変化要因



(3) 世帯の変化



世帯類型 (平成 27 年)



2. アンケート調査結果

(1) 地域の中の関係性



ふだんの近所付き合いは、「顔を合わせれば、あいさつする」が72.0%

地域での人との付き合いが「必要だと思う」「まあまあ必要だと思う」は81.8%

8割の人が、近所付き合いが必要だと感じています。



地域の課題

- ①近所との交流が少ない:30.0%
- ②緊急時にどうしたらよいかわからない:22.0%
- ③世代間の交流が少ない:17.2%
- ④地域の活動が活発でない:17.2%
- ⑤あいさつをしない人が多い:14.2%

近所や世代間での交流が少ないという課題が特に多くなっています。

(2) 助け合い・ボランティア



日常生活で困ったときに、手助けを頼める人の有無は、手助けを頼める人がいる:48.3%
手助けを頼みたいがない:8.8%



日常生活が不便になった時、地域の人たちにしてほしいことは、

- ①災害時の手助け:39.7%
- ②急病時の対応:36.9%
- ③安否確認の見守り、声かけ:31.7%

日常生活で困ったときに手助けを頼みたいが頼める人がいない人が約1割います。日常生活が不便になった時地域の人たちにしてほしいことは、いざという時の支援が多くなっています。



ボランティアの経験は、ある:16.0%
ない:76.7%

経験がない理由の最多は、18~29歳、60~69歳

→「身近に活動グループや仲間がないのでよくわからない」

30~59歳

→「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」

70歳以上

→「健康に自信がないので難しい」



今後の参加意向は、参加したい:39.7%

ボランティア経験はない人が大半ですが、今後は参加したい人が約4割と多くなっています。また、経験がない理由は年代により違いがあります。

(3) 今後の方向性



地域課題をどのような方法で解決するのがよいかは、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が 58.9%

約6割の人が、地域課題について住民と行政や専門機関が協力して解決したいと回答しています。



住民参加の取り組みを進める上で必要なこと

- ①活動を支える協力者:50.6%
- ②活動の資金:31.7%
- ③活動者・協力者間の交流・相談の場:29.5%

住民参加の取り組みを進める上で必要なことは、活動を支える協力者が特に多くなっています。

地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべきだと考える施策

<一般市民からの回答>

- ①わかりやすい情報の提供:37.7%
- ②防災対策の充実:24.6%
- ③防犯対策の充実:21.8%
- ④学校における福祉教育の充実:16.3%
- ⑤人にやさしいまちづくりの推進:15.8%

<民生委員からの回答>

- ①地域における連携体制づくり:41.6%
- ②わかりやすい情報の提供:35.8%
- ③相談支援体制の充実:24.8%
- ④防災対策の充実:23.4%
- ⑤地域における支え合い活動の促進:21.2%

情報提供や相談支援体制の充実、防災・防犯面への取り組み等を優先すべきとの意見が多くなっています。

なお、情報入手源は、年代によって異なる結果が出ています。



3. 地区懇談会結果

(1) 地域の中の関係性



- ・地域コミュニティが衰退している
- ・地域を必要と感じていない人が多くなっている
- ・転入出が多くつながりがつくりづらい
- ・自治会はない地域がある。ある場合でも機能していなかったり、若い人の加入が少ない

地域の付き合いが弱くなっています。



- ・サロンなどの地域の居場所や交流の場所が少ない
- ・場があっても周知されていない
- ・活動団体同士の交流など横のつながりが薄い
- ・空き家が増えているが活用できていない

交流の場が少なかったり、あっても周知されていません。

(2) 助け合い・ボランティア



- ・ボランティアに取り組む人の高齢化や活動に新しく取り組む人が少ない
- ・ボランティアに参加したくとも、新たな活動へ参加しづらい
- ・ふれあいのまちづくり事業やたすけあい活動があまり知られていない

ボランティアに取り組む担い手が不足しています。



- ・困りごとがあってもSOSを出さない人や、出せない人がいる
- ・近所付き合いが少ないことや個人情報保護の観点から、困っている人の把握が難しい
- ・制度の狭間の課題で困っている人がいる

困っている人の把握が困難になっています。

(3) 生活面の不便さ



- ・市や社協の取組・サービスなどの情報が届いていない
- ・近所付き合いが希薄で情報共有する機会がほとんどない
- ・相談先が複雑でわかりづらい、気軽に相談しづらい

必要な支援や相談窓口などの情報が届きにくい状況です。



- ・地域によっては坂が多く、ちょっとした移動でも大変
- ・近所の商店などが閉店・衰退してしまい、徒歩圏内で買い物する場所がなくなっている
- ・公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行くのに不便

交通の便が悪く、買い物や通院が不便な地域があります。

(4) 防災・防犯面



- ・日頃のつながりが無いことから災害時の孤立が心配
- ・災害時の対応方法が分からない
- ・防犯に関しては、振りこめ詐欺や空き巣などの犯罪被害がでている

防災・防犯面などいざという時の対応について不安がでています。

4. 団体・事業者調査結果

(1) 団体

①地域の状況



地域の課題

- ①世代間の交流が少ない:42.9%
- ②近所との交流が少ない:28.6%
- ③移動手段が整っていない:28.6%

ヒアリング結果

- ・あいさつが少ない、世代間の交流が少ない
- ・色々な場に行ってみてもなじめず孤立している人もいる
- ・情報が届かずサービスに結びつきにくい人がある

地域の中の交流が少ないことや、孤立している人がいます。



地域の中で支援が必要な人

- ①高齢者のみの世帯:42.9%
- ②閉じこもりや引きこもりの人:35.7%
- ③認知症の人:21.4%
- ③生活困窮者:21.4%

ヒアリング結果

- ・8050 問題の世帯が地域にある
- ・支援が必要ということが理解できない人もいる
- ・全世代がとりあえず相談をできるところがあるとよい

8050 問題など、多様な課題を抱える人がいます。

②活動状況



活動上の困りごと

- ①リーダーが育たない:50.0%
- ②活動資金が足りない:50.0%
- ③新しいメンバーが入らない:35.7%

ヒアリング結果

- ・新しいメンバーが入るような新たな取り組みが必要
- ・支援者を支援するしくみが必要
- ・臨時のボランティアはいてもコアメンバーが集まらない

リーダーの育成や新しいメンバーの不足が特に課題となっています。



メンバー募集は、
「常に行っている」が 78.6%

情報発信

チラシやパンフレットの配布:64.3%
メンバーなどによる口コミ:50.0%
ホームページや SNS:42.9%

ヒアリング結果

- ・口コミやチラシの情報発信が多い団体と、近年ホームページやSNSでメンバーが増えている団体がある
- ・分野によってはメンバーが集まりやすい団体もある

メンバー募集は常に行っており、多様な媒体で情報発信をしている団体が多くなっています。

(2) 事業者

①地域の状況



地域の課題

- ①サービスに結びついていない人がいる:53.3%
- ②近所との交流が少ない:46.7%
- ③地域から孤立している人がいる:40.0%

ヒアリング結果

- ・つながりを持っている人は多くの居場所等に行く反面、全くない人はつながりを持っていないという両極端な傾向
- ・インフォーマルなサービスが少ない
- ・地域によって交通の便が悪い

近所付き合いが薄れる中で、サービスに結びついていない人、孤立している人が多くなっています。

②地域活動の状況



現在行っている地域活動

- ①ボランティアの受け入れ:73.3%
- ②研修会・学習会などへの講師派遣:33.3%
- ③施設の一部開放や物品等の貸し出し:26.7%

地域活動を進める上で市に期待すること

- ①地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置:73.3%
- ②活動資金確保に向けた支援の充実:46.7%
- ③施設、住民を含めたネットワークづくり:40.0%
- ④施設と地域の連携協働に関わる意見交換の場づくり:40.0%

ヒアリング結果

- ・地域活動を行いたくとも、地域で何が求められているかやどのように行ったらよいかの情報・相談先がない
- ・多問題の場合1事業者のみでの対応が難しいこともあるが、事業者同士の横のつながりが少ない
- ・事業者と地域をつなぐ場があるとよい
- ・地域活動に関する事例集があるとよい

すでに地域と共に活動を行っている事業者は多くありますが、地域の課題や実際に取り組んでいく上での情報や相談相手を必要としている事業者も多くあります。

③サービスの質の向上



質の向上のために取り組んでいること

- ①サービス提供にかかる職員研修の実施:86.7%
- ①個人情報保護・管理の徹底:86.7%
- ②相談窓口の設置などの環境整備:60.0%
- ②利用者への情報提供の充実:60.0%
- ②施設・設備等の充実:60.0%

ヒアリング結果

- ・独自研修や資格取得支援を行っている事業者が多い
- ・第三者評価や満足度調査等を実施している事業者もある

各事業者において質の向上のため創意工夫を凝らしています。

5. 西東京市の現状から見える課題

●地域のつながりが希薄化しています



隣近所の付き合いが少なく、交流の場も少なく感じます。交流が少ないことで、孤立してしまっている人もいます。地域で活動する団体や事業者同士の横のつながりも薄いです。

地域でつながりをつくるために、西東京では様々な取り組みがありますが、それぞれの役割が分かりづらく、整理が必要です。

また、一層のつながりづくりに向けて、従来の地縁型に加え、目的型のコミュニティづくりに取り組むことや、地域で活動する団体・事業者同士の横の連携も一層促進していくことが必要です。



●必要な人に必要な情報が行き届いていません



西東京市では色々な助け合いの活動やサービスがあるようですが、必要になった時にその情報が得にくいです。ターゲットに合わせた分かりやすい情報発信をしてほしいです。

西東京市としての情報発信は様々な媒体を用いながら行っていますが、よりきめ細やかに情報を受ける側の立場に立った発信の工夫が必要です。



●相談先がわからない人が多くいます



相談先が複雑で分かりづらく感じます。ちょっとした困りごとでも気軽に相談できるとよいです。団体や事業者も地域で活動する際に相談先がなく困っているようです。

これまでほっとネットシステムにより、地域福祉コーディネーター等に困りごとを相談できる体制をつくってきたほか、各分野の相談も実施していますが、多問題ケースなどの分野横断的な相談体制の整備と、その周知が必要となっています。

また、活動者を支えるための相談先の充実も必要です。



第3章 計画の目指すもの

1. 西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会とは、西東京市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍する社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を自分ごととして捉えて、地域の中で困りごとに気づき、地域の中で解決するしくみをつくっていきます。また、行政においては、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくっていきます。

■西東京市版地域共生社会イメージ図（仮）



2. 基本理念

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京（仮）

～●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●～

3. 基本方針

※体系決定後に挿入

4. 計画の体系

※次ページ参考

資料 2

体系検討用資料(今後、いただいたご意見や市内の施策整理などから内容は変わっていきます)

ふきだしは、前回会議意見や課題などから、今後検討が必要な視点。

下線は、国の動向等から追加が必要なもの

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

市民の主体的な参画と協働による
地域福祉を推進します

適切なサービスが安心して利用できる
ためのしきみを充実します

地域で安心して快適に暮らせる環
境づくりを進めます

基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり

- (1)福祉教育・啓発の充実
 - ①福祉教育・学習機会の充実
 - ②啓発・広報活動の充実
 - ③心のバリアフリーの推進
- (2)地域活動・ボランティア活動の参画促進
 - ①地域活動への参画促進
 - ②地域デビューの支援
 - ③ボランティア活動の参画促進
- (3)専門的な人材の育成
 - ①地元の大学等と連携した福祉人材の確保・育成
 - ②専門的人材の育成
 - ③民生委員・児童委員の研修の充実
 - ④地域福祉コーディネーター事業の充実

地域福祉の啓発の機
会・場の充実

新たなボランティアの育
成

基本目標2 みんながつながり合う地域づくり

- (1)地域における活動の推進
 - ①市民協働推進センターによる支援
 - ②地域における支え合い活動の促進
 - ③社会福祉法人の公益活動
- (2)出会いの場・活動の場づくり
 - ①出会いの場・協議の場の確保
 - ②地区会館等の活用
 - ③空き家等を活用した活動拠点の発掘
 - ④福祉施設の地域開放
- (3)地域における連携体制づくり
 - ①団体間の連携促進
 - ②地域包括ケアシステムの充実
 - ③保健・福祉・医療をはじめ多様な分野の連携強化
 - ④ほっとするまちネットワークシステムの推進
 - ⑤地域コミュニティの推進

交流の場の情報発信、多様な
ニーズに合った場づくり、既存
拠点の活用のしやすさの向上

団体間の情報共有の
促進、福祉以外の分野
も含めたネットワーク化

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

- (1)サービスに結びつけるしくみづくり
 - ①地域における支え合い活動の促進(再掲)
 - ②サービスに結びついていない人の把握・支援
 - ③総合的なサービスを調整する体制の充実
- (2)多様な生活課題への対応
 - ①子どもや高齢者、障害のある人への虐待の防止対策の充実
 - ②ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止対策の充実
 - ③自殺の予防
 - ④外国籍市民の社会参加の促進
 - ⑤路上生活者への自立支援
 - ⑥生活困窮者への支援
 - ⑦孤立している人への支援
 - ⑧犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援
- (3)権利を擁護するしくみづくり
 - ①日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の普及と活用
 - ②成年後見制度の普及と活用

気づいた人が声をあげや
すい環境・しくみづくり、専
門家へつなぐしくみづく
り、アプローチの強化

基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

- (1)情報提供の充実
 - ①多様な媒体による情報提供
 - ②情報取得が困難な方への配慮
- (2)相談支援体制の充実
 - ①対象者ごとのきめ細かい相談の充実
 - ②多様な媒体・手段による相談の充実
 - ③身近な地域での相談体制の整備・充実
- (3)サービスの質の向上
 - ①事業者の質の確保と向上
 - ②苦情解決システムの充実
 - ③多様な福祉サービス提供事業者の育成

市民目線で使いやすい情報発信
方法の工夫

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

- (1)防災対策の充実
 - ①防災コミュニティづくりの推進
 - ②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進
 - ③福祉施設等における安全対策
- (2)防犯対策の充実
 - ①防犯対策の充実
 - ②学校や地域による防犯体制の強化
 - ③消費者相談の充実

つながりとしくみの2つの視
点での対応策の検討

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

- (1)人にやさしいまちづくりの推進
 - ①ユニバーサルデザインの普及・啓発
 - ②バリアフリー新法に基づくまちづくりの推進
- (2)移動手段の確保
 - ①公共交通空白地域の移動手段の確保
 - ②高齢者や障害のある人の外出支援
 - ③安全な歩道の整備
- (3)高齢者や障害のある人の就労環境の整備
 - ①シルバー人材センターの支援
 - ②障害のある人の就労支援の充実
 - ③関係機関との連携

ハード・ソフト両面の移動支
援の検討

見せ方については、8月21日に検討(別紙)
内容については、10月16日以降、検討

第4章 重点的な取り組み

第5章 施策の展開

1. 一人ひとりが活躍する地域づくり

2. みんながつながりあう地域づくり

3. 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

4. サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

5. 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

6. 誰もが快適に暮らせる環境づくり

第6章 計画を推進するために

1. 推進体制の整備と役割分担

2. 計画の進行管理

資料編